

川子総発第50号
令和7年2月18日

要配慮者利用施設 代表者 様
(保育所、認定こども園、地域型保育事業所)

川口市子ども部子ども総務課長

避難確保計画に基づく避難訓練の実施報告等について（依頼）

本市の児童福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年1月12日付け市通知「水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成・変更及び避難訓練の実施・報告について」にてお知らせしたとおり、川口市地域防災計画に記載された要配慮者利用施設（浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内に設置されている保育所、認定こども園、地域型保育事業所）については、水防法及び土砂災害防止法により、避難確保計画に基づく避難訓練の実施及び報告が義務付けられています。

つきましては、下記の要領にて、避難訓練の実施状況の報告をお願いいたします。併せて、現在各施設において備えている避難確保計画（非常災害対策計画等と兼ねるものを含む。以下同じ。）に変更がある場合はご提出をお願いいたします。

記

1 報告対象施設

浸水想定区域に設置されている保育所、認定こども園、地域型保育事業所
(別添「要配慮者利用施設一覧」にて「義務あり」とされている施設)

2 報告の対象となる避難訓練

避難確保計画に基づき、令和6年度中に実施した風水害を想定した避難訓練(火災、地震など、他の災害を想定したものは報告不要です。)

3 提出書類

・訓練実施結果報告書(様式第3号)

※任意書式での報告も可としますが、様式第3号の項目を満たす報告書としてください。

【以下は避難確保計画に変更がある場合】

- ・現在各施設にて備えている避難確保計画
- ・避難確保計画変更報告書（様式第2号）

4 提出方法

下記のフォームからご提出ください。

<https://logoform.jp/form/zRQD/261664>



5 提出期限

令和7年2月28日（金）

6 その他

別添「要配慮者利用施設一覧」にて「義務なし」とされている施設については、本照会に対する回答は不要ですが、各施設において、風水害に対する備えを十分に行ってください。

避難確保計画に関する情報は以下のホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01080/010/5/38601.html>

（問い合わせ先）

施設種別	担当課室	連絡先
公設公営保育所	保育運営課 指導係	048-258-4098
公設民営保育所		083.04400@city.kawaguchi.saitama.jp
民設民営保育所	保育幼稚園課 給付係	048-271-9336
認定こども園		083.04500@city.kawaguchi.saitama.jp
地域型保育事業所	子ども総務課 政策係	048-252-0270 083.04000@city.kawaguchi.saitama.jp